相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市太白区郡山三丁目二八番地一四、最後の住所茨城県鹿嶋市大字根三田一四七二番地一　被相続人　亡　板橋　忠行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

事務所茨城県神栖市平泉東一丁目六四番一八二号ミヨヒコビル二階

相続財産管理人　弁護士　作井　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県本庄市銀座一丁目四二一六番地、最後の住所埼玉県本庄市千代田一丁目三番三三号　被相続人　亡　川瀬　将義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

埼玉県熊谷市宮町一丁目三二番地林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　和久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県日高市大字新堀八〇九番地、最後の住所埼玉県日高市四本木一丁目一一番地一　被相続人　亡　小久保登美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

埼玉県川越市元町二丁目四番地一一

相続財産管理人　弁護士　西里　壮史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市下矢切二七〇番地四、最後の住所千葉県松戸市下矢切四〇六番地の二　被相続人　亡　二又　秀樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

事務所千葉県柏市中央町二番一号柏セントラービル四階神谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　羽角　和之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県我孫子市下ケ戸二七一番地内一、最後の住所千葉県我孫子市下ケ戸二七一番地の内一　被相続人　亡　米元さと子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

事務所千葉県松戸市松戸一三三三―一コスモ松戸ステーションスクエア二一〇　ちば松戸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　芦部勇一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくばみらい市福岡一三七七番地内一、最後の住所東京都葛飾区西新小岩五丁目五番二三号　被相続人　亡　飯泉千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

事務所東京都中央区八重洲二丁目一一番七号東栄八重洲ビル七階青木孝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西村　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区西新井本町一丁目一〇一番地、最後の住所東京都足立区西新井本町一丁目一三番一七号　被相続人　亡　小澤　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

事務所東京都新宿区新宿一丁目一五番九号さわだビル五階東京共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古田　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区小茂根二丁目九七番地、最後の住所東京都板橋区小茂根二丁目二五番一六号　被相続人　亡　石島かつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

東京都豊島区西池袋五丁目一番六号第二矢島ビル五階宮本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮本　正行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区東五軒町四一番地、最後の住所東京都新宿区東五軒町六番一号　被相続人　亡　内田　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

事務所東京都新宿区新宿二丁目一番三号サニーシティ新宿御苑四〇一ルーデンス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齊藤悠紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区高砂三丁目一番、最後の住所東京都葛飾区高砂三丁目一番四六―二一九号アーバンヒルズ高砂　被相続人　亡　佐藤　文俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号虎ノ門四〇MTビル二階虎ノ門総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　朋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県指宿市十二町三一七九番地ロ号、最後の住所東京都新宿区市谷台町一八番五号川上荘一〇三　被相続人　亡　安田　泰徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一一号第二名和ビル四階村木政之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村木　政之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区湊三丁目九番地、最後の住所東京都台東区清川二丁目一四番七号特別養護老人ホーム浅草ほうらい　被相続人　亡　池田　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

事務所東京都新宿区四谷二丁目一一番九号報友ビル三〇三号東京クローバー法律事務所　相続財産管理人　弁護士　野嶋　真人

第50期決算公告

平成30年7月3日

広島市安佐南区西原八丁目34番3号
広島綜合警備保障株式会社
代表取締役社長　田中　和男

貸借対照表の要旨
（平成30年3月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,494	流動負債	2,006
固定資産	6,117	固定負債	910
		株主資本	6,394
		資本金	90
		利益剰余金	6,304
		利益準備金	23
		その他利益剰余金	6,281
		（うち当期純利益）	(519)
		評価・換算差額等	301
		その他有価証券評価差額金	301
資産合計	9,611	負債・純資産合計	9,611